



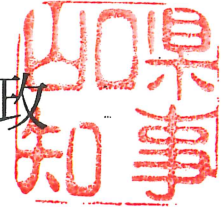
令2周土第3号の105

令和2年8月14日

ライニングサービス(株)

福田 康之 様

山口県知事 村岡 嗣政



一般建設業の許可について(通知)

令和2年8月12日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可 (般 - 2) 第 9847 号

許可の有効期間 令和2年10月22日から令和7年10月21日まで

建設業の種類

土木工事業

石工事業

鋼構造物工事業

しゅんせつ工事業

とび・土工工事業

管工事業

舗装工事業

水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和7年9月21日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010

コピーです。原本と相違ありません。